

- * 療養報告書は医療機関で記入していただく必要はありません。保護者の方がご記入ください。
* 医師に指示された療養期間を超え、症状が軽快しない場合は再度病院を受診するようお願いします。
* 療養終了日は表の「出席停止期間の基準」を満たしていることを確認の上、ご記入ください。

学校長

以下のとおり、感染症にかかり療養していましたが、出席停止期間の基準を満たす状態に回復し、登校可能であることを報告します。

千葉市立 幕張西小 学校

年 組 氏名

提出日 令和 年 月 日 保護者氏名

- 1 受診した医療機関名 _____
2 発症日 _____ 月 _____ 日
3 療養期間 ①療養開始日 _____ 月 _____ 日 ②療養終了日 _____ 月 _____ 日

該当疾患 に○	疾患名	出席停止期間の基準
	インフルエンザ(A B 不明) ↑ いずれかに○ 基準2つをみたしているか確認 ☒	発症した後(発熱の翌日を1日目として)5日を経過するまで 解熱した日の翌日から数えて2日を経過するまで
	新型コロナウイルス感染症 基準2つをみたしているか確認 ☒	発症した日(無症状の場合は検体を採取した日)の翌日を1日目として5日経過するまで 症状が軽快した日の翌日から数えて1日を経過するまで。 * 軽快とは…解熱剤を使用せずに解熱し、かつ呼吸器症状が改善していること。
	麻疹(はしか)	解熱後3日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風しん	発しんが消失するまで
	水痘(水ぼうそう)	すべての発しんが痂皮化するまで
	結核	医師により感染のおそれがないと認められるまで
	咽頭結膜熱(プール熱)	主要症状が消退した後2日を経過するまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	医師により感染のおそれがないと認められるまで
	腸管出血性大腸菌感染症	医師により感染のおそれがないと認められるまで
	流行性角結膜炎	医師により感染のおそれがないと認められるまで
	急性出血性結膜炎	医師により感染のおそれがないと認められるまで
	溶連菌感染症	抗生剤内服開始後24時間以上経過し、発熱、発しん等の諸症状が回復するまで
	ウイルス性肝炎(A型)	肝機能が正常になるまで
	感染性胃腸炎	嘔吐・下痢症状が軽快し、全身状態が回復するまで
	マイコプラズマ感染症	解熱し、咳が軽快するまで
	伝染性紅斑(りんご病)	発しん期には感染力がないため、全身状態のよい者は登校可能
	ヘルパンギーナ	全身状態の安定した者は登校可能
	手足口病	全身状態の安定した者は登校可能
	伝染性膿痂疹(とびひ)	患部を覆えれば登校可能。覆えない場合は痂皮が脱落するまで
	その他の感染症 ()	医師により感染のおそれがないと認められるまで

学校記載欄(メモ)

学校において予防すべき感染症による出席停止手順

千葉市教育委員会 保健体育課

学校は、児童生徒等が集団生活を営む場であるため、感染症が発生した場合は、感染が拡大しやすく、教育活動に大きな影響を及ぼすことになります。そのため学校保健安全法では、感染症の予防のために出席停止（第19条）等の措置を講じることとされております。

対象となる感染症の種類、出席停止の期間の基準は、学校保健安全法施行規則（第18条・19条）に規定されているとおりです。

医師により裏面記載の感染症と診断をされた場合は、以下のフローチャートに従い、対処をお願いします。

医師により裏面記載に該当する感染症と診断された

学校に連絡する

医師の指示のもと、必要期間療養する

※インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症に関しては、検査キットにもよる判定も可。
※この間は、欠席扱いにはなりません。
※療養が長引く場合は、再度医療機関を受診するようお願いします。

療養報告書を保護者が記載して、登校再開時に学校に提出する

<留意事項>

- ① 医師により登校前に再診が指示されている場合は、病院を受診してから登校するようお願いします。
- ② インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症については、療養報告書のチェック項目についてよく確認し、全ての項目が満たされてからの登校をお願いします。
- ③ 登校許可の証明は、医師記載の登校許可証明書や医療機関が発行した書類でも構いませんが、この場合は、文書料が発生する場合がありますので、ご注意ください。
- ④ 「療養報告書」は、学校から受け取ってください。また、千葉市教育委員会保健体育課のホームページからもダウンロードできますので、ご活用ください。

インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症出席停止期間（例）

	発症0日目	発症1日目	発症2日目	発症3日目	発症4日目	発症5日目	発症6日目	発症7日目
インフル エンザ	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	平熱	平熱	
	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登校可能
	発熱	発熱	解熱	平熱	平熱	平熱	平熱	
新型コ ロナウ イルス 感染症	発熱・咳	発熱・咳	発熱・咳	発熱・咳	解熱・咳	平熱・咳改善	症状軽快	
	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登校可能
	発熱・咳	発熱・咳	解熱・咳改善	平熱・咳改善	症状軽快	症状軽快	症状軽快	
	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登校可能

学校において予防すべき感染症一覧

疾患名	出席停止期間の基準	※以下の基準に基づき、主治医が判断する。
インフルエンザ	発症した後（発熱の翌日を1日目として）5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで	
新型コロナウイルス感染症	発症した後（発症した日の翌日または無症状の場合は検体を採取した日の翌日を1日目として）5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで ※軽快・解熱剤を使用せず熱が下がり、かつ呼吸器症状が改善している	
麻疹（はしか）	解熱後3日を経過するまで	
百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで	
流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで	
風しん	発しんが消失するまで	
水痘（水ぼうそう）	すべての発しんが痂皮化するまで	
結核	医師により感染のおそれがないと認められるまで	
咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消退した後2日を経過するまで	
髄膜炎菌性髄膜炎	医師により感染のおそれがないと認められるまで	
腸管出血性大腸菌感染症	医師により感染のおそれがないと認められるまで	
流行性角結膜炎	医師により感染のおそれがないと認められるまで	
急性出血性結膜炎	医師により感染のおそれがないと認められるまで	
A群溶連菌感染症	抗生剤内服開始後24時間以上経過し、発熱、発しん等の諸症状が回復するまで	
コレラ	医師により感染のおそれがないと認められるまで	
細菌性赤痢	医師により感染のおそれがないと認められるまで	
腸チフス	医師により感染のおそれがないと認められるまで	
パラチフス	医師により感染のおそれがないと認められるまで	
ウイルス性肝炎（A型）	肝機能が正常になるまで	
感染性胃腸炎	嘔吐・下痢症状が軽快し、全身状態が回復するまで	
マイコプラズマ感染症	解熱し、咳が軽快するまで	
伝染性紅斑（りんご病）	発しん期には感染力がないため、全身状態のよい者は登校可能	
ヘルパンギーナ	全身状態の安定した者は登校可能	
手足口病	全身状態の安定した者は登校可能	
伝染性膿痂疹（とびひ）	患部を覆えれば登校可能。覆えない場合は痂皮が脱落するまで	

*以下の第1種感染症は治癒するまで

エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、バスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（SARS）、中東呼吸器症候群（MERS）、鳥インフルエンザ